

気候変動キャンペーンと連携した環境貢献型商品等に使用する温室効果ガスの
排出削減・吸収量（クレジット）の提供及びその効果の情報発信に係る公募要領

平成 26 年 7 月
環境省地球環境局

1. 事業の概要と目的

気候変動キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）とは、豊かな低炭素型社会実現を目指し、気候変動問題をテーマとして、企業・団体・地域社会、国民一人ひとりが連携し、豊かな低炭素社会づくりに繋がる情報・技術・知恵を共有し、連鎖的に広げていくことで「ライフスタイル・イノベーション」を起していくことを目的としたキャンペーンです。

本キャンペーンの一環として、温室効果ガスの排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）を活用した環境にやさしい商品やサービス（以下「環境貢献型商品等」という。）について、国民全体に対し周知をはかっていくところです。このような商品・サービスの展開にあたっては、当該商品・サービスが購入されることで実際にどのような効果が生じるのかを見える化し、具体的な効果を国民全体が実感できることが重要です。

このため、環境貢献型商品等に使用できるクレジットの保有者のうち、クレジットの販売による効果についての情報発信等に御協力いただける団体等を募集いたします。

2. 事業内容

本公募で採択された団体等（以下「採択者」という。）は、「平成 26 年度低炭素社会づくり推進事業委託業務」の受託者である株式会社博報堂（以下「キャンペーン業務受託者」という。）と協議を行っていただき、合意に至った場合は、クレジットの売買に係る契約を締結していただきます。

また、採択者は、以下に掲げる活動を実施していただきます。

クレジットの売却量の変化、またそのことによる地域環境の保全、地域経済の活性化又は知名度向上等への波及効果等を毎月 1 回、キャンペーン業務受託者に報告していただきます。

売買に係る契約を締結したクレジットについて、無効化等の手続を行っていただきます。上記に係るプレゼン資料の作成及びクレジットを創出したプロジェクトについて、キャンペーン業務受託者が別途企画する取材に御協力いただきます（取材候補地の提案、取材地に係る関係者との調整、説明・質疑応答対応等）。

マスコミ等からの取材依頼に対応していただきます。

3. 業務実施期間について

採択から約 7 か月間とします。

4. 応募の条件

以下の（１）～（３）のすべての条件を満たすことができる方

（１）民間企業、民間法人、特定非営利活動法人（NPO）、地方公共団体等で J-VER 又は

J-クレジットを保有していること。

- (2) 事業内容を的確に遂行するに足る技術的能力及びコミュニケーション能力を有する団体等の所属員を、 2 . に参加させること。
- (3) 別添に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できること。

5 . 事業者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、団体等の採択を行います。

- (1) 審査は、団体等より提出された応募書類について、書面審査を行い、環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室及び国民室による協議の上、本業務の成果に基づく今後の地域づくりへの波及効果等を考慮し、採択します。
- (2) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (3) 審査結果は、応募書類作成責任者に遅滞なく通知します。また、団体等の名前・保有するクレジットの概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。
- (4) 採択者は2 団体程度を予定しています。

6 . 選定・採択要件

上記5 . 審査の実施に当たっては、以下(1) 及び(2) を選定・採択要件とします。

(1) 書面審査における審査要件

- 必要な内容が記載されていること。
- 必要書類が添付されていること。

(2) 審査委員会における選定・採択要件

- 保有するクレジットを PR するためのキャッチフレーズ、認証量、これまでの販売実績が明記されていること。
- クレジットが販売されることによって生じることが想定される波及効果等について、具体的な提案がなされていること。
- 波及効果等を国民全体に効果的に情報発信するための方策について、具体的な提案がなされていること。

7 . 提案の方法について

(1) 提案書類

本公募への提案に当たり提出が必要となる書類は以下の提案書類及び添付書類(以下、「提案書等」という。) とします。提案書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、提案書等に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

【提案書類】

- ・ 気候変動キャンペーンと連携した環境貢献型商品等に使用する温室効果ガスの排出削減・吸収量(クレジット) の提供及びその効果の情報発信に関する提案書(別添)

【添付書類】

- ・ 代表事業者：業務概要が分かる資料、定款
- ・ 共同事業者：業務概要が分かる資料、定款

(2) 提出期限等

提出期限

平成26年7月28日(月)15時00分

提案書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 池田・石井・伊藤

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

T e l : 03-5521-8246 (直通) / E - m a i l : carbon-offset@env.go.jp

提出方法

電子メールにて提出してください(提出期限必着、電子メールが利用できない場合は郵送でも可)。

なお、郵送する場合は、封筒に「気候変動キャンペーンと連携した環境貢献型商品等に使用する温室効果ガスの排出削減・吸収量(クレジット)の提供及びその効果の情報発信提案書等在中」と朱書きすることとします。

提出に当たっての注意事項

- ウ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。
- エ 提出された応募書類等は、返却しません。
- オ 提出された応募書類等は、提出者に無断で、応募書類等の審査以外の目的には使用しません。
- カ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- キ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、採択された者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

8. 暴力団排除に関する誓約

当該公募に係る応募書類等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、応募書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

9 . その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承ください。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提案書等から確認できる範囲での個人情報を実務に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。